5	讥	分	Ø	種	類	業務停止処分( <b>30</b> 日間) 業務停止期間:令和4年1月 <b>12</b> 日~令和4年2月 <b>10</b> 日
5	九	分	年	月	日	令和3年12月7日
				は 名 は法人番		パパのガレージ不動産販売株式会社 (法人番号 <b>4120001209384</b> )
	什	> V	表		者	宮前 潤輔
	免討	午証番	号及て	バ免許 <sup>左</sup>	<b>F</b> 月日	大阪府知事(1)第60121号 平成30年1月25日
	主	Eたる∃	事務別	千の所 7	生地	大阪市西区

## 処分等の理由

宅地建物取引業者を売主、個人を買主、被処分者を媒介業者とする、和泉市所在の土地売買契約に関して、被処分者には以下のとおり法違反があった。

- 1 本件土地は、買主を施主とし売主を請負業者とする建築工事請負契約を締結しなければ、不動産売買契約を締結することができない条件が設定された物件でないにも関わらず、買主から当該条件について問い合わせを受けた際に、当該条件が設定された物件であると説明を行った。
- 2 売買契約書等について、売買契約及び請負契約締結時に不動産売買契約書及び建築工事 請負契約書を買主に交付したが、買主が金融機関へ融資の申請を行う際には、正しい契約の内 容と異なる土地建物売買契約書を作成し、買主を通して金融機関へ提出させた。

これらのことは、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為であり、法第**65**条第2項第5号に該当する。